

2021 年 JLPGA 主催競技規定

本規定は、JLPGA ツアー規定第 1 条に定める JLPGA 主催競技の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、JLPGA ツアー規定に準じるものとする。

第 1 条（出場資格）

1. JLPGA 主催競技に出場する資格を有する選手は、JLPGA の会員、JLPGA トーナメント規約第 12 条に定める TP 登録者、及び第 13 条に定める臨時登録者で、かつ本条に定める出場資格要件を満たす者とする。
2. トーナメント事業部は、JLPGA 主催競技の出場選手を、本条第 3 項及び第 4 項に従って、JLPGA 主催競技ごとに JLPGA が別途定める総出場人数まで選出する。
3. トーナメント事業部は、JLPGA 主催競技の協会選考選手を、JLPGA ツアー規定第 15 条に定める公認競技の協会選考選手の優先順位に従って選出する。なお本項による選出人数は、総出場人数から次項による選出人数を除いた数とする。
4. 前項とは別に、トーナメント事業部は JLPGA 主催競技の特別協賛者が推薦する者に特別協賛者推薦選手として出場資格を与える。本項による選出人数は JLPGA が別途定めるものとする。なお、本項による出場資格の付与は、JLPGA ツアー規定第 18 条に定める主催者推薦回数に数えるものとし、それ以外の特別協賛者推薦選手に関する事項は、JLPGA ツアー規定の主催者推薦選手に関する定め準じるものとする。ただし、この場合において、JLPGA ツアー規定の主催者推薦選手に関する規定中「主催者等」とあるのは「特別協賛者」と、「主催者推薦選手」とあるのは「特別協賛者推薦選手」と、「公認競技」とあるのは「JLPGA 主催競技」と読み替えるものとする。

第 2 条（競技方法、賞金配分等）

1. JLPGA 主催競技は、JLPGA 主催競技ごとに JLPGA が別途定めるところに従い、54 ホールストロークプレー又は 72 ホールストロークプレーで行われるものとする。
2. 予選ラウンドは最初の 2 ラウンド（36 ホール）とし、残りの期間を決勝ラウンドとする。JLPGA 主催競技の決勝ラウンドへの進出人数は、JLPGA 主催競技ごとに JLPGA が別途定めるものとする。
3. 予備日の設定がある場合、その適用条件等については、トーナメント事業部が別途大会実施要項に定める。
4. 悪天候や日没等により、本戦の最終日にプレーオフの開始又は続行が不可能と競技委員会が判断した場合、大会実施要項に別段の定めがあるときを除き、プレーオフを翌日に行うものとする。
5. JLPGA ツアー規定【別紙】表-1（成立ホール数と賞金配分）に記載のないケースが発生した場合は、トーナメント事業部は特別協賛者と協議の上、決定するものとする。
6. 前各項以外の競技方法や賞金配分等に関する事項については、JLPGA ツアー規定の第 2 章（プレーの条件）、第 30 条（キャディー）、第 9 章（悪天候等による短縮、中止等）、第 10 章（賞金配分）の定め準じるものとする。この場合において、JLPGA ツアー規定の第 2 章（プレーの条件）、第 9 章（悪天候等による短縮、中止等）、第 10 章（賞金配分）の規定中「主催者等」とあるのは「特別協賛者」と、「公認競技」とあるのは「JLPGA 主催競技」と読み替えるものとし、JLPGA ツアー規定第 30 条の規定中「主催者等」とあるのは「JLPGA」と読み替えるものとする。ただし、JLPGA ツアー規定第 8 条、第 10 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 2 項、第 48 条、第 49 条第 3 項、同条第 4 項の規定は準用しないものとする。

第 3 条（プロアマ競技）

1. プロアマ競技に関する事項については、JLPGA ツアー規定第 8 章（プロアマ競技）の定め準じるものとする。ただし、この場合において、JLPGA ツアー規定第 8 章（プロアマ競技）中「主催者等」とあるのは「特別協賛者」と、「主催者選考選手」とあるのは「特別協賛者選考選手」と読み替えるものとする。
2. 前項にかかわらず、トーナメント事業部は、必要に応じてプロアマ競技に関して特別の定めを設けることができる。この場合、トーナメント事業部は、別途大会実施要項に定める。

第4条（現地ウェイティングシステム）

現地ウェイティングシステムに関する事項は、JLPGA ツアー規定第 32 条の定めに準じるものとする。

第5条（エントリーフィ）

1. JLPGA 主催競技のエントリーフィは、JLPGA ツアー規定第 29 条第 2 項に定める公認競技のエントリーフィと同額とする。
2. 前項以外のエントリーフィに関する事項は、JLPGA ツアー規定第 29 条の定めに準じるものとする。

第6条（改正）

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第7条（施行）

本規定は、2021 年 5 月 1 日から施行する。